

栃木市市民会議 第1回全体会 会議要旨

日 時：平成25年10月9日（水） 午後6時30分～8時30分

会 場：栃木保健福祉センター 検診ホール

出席者数：委員45名、事務局6名

1 開会

2 あいさつ（市長）

この市民会議設置の特徴はふたつあると思う。

ひとつは、市の最高規範である自治基本条例の中に設置が謳われている。

その主旨は、栃木市がさまざまなまちづくりを行っていく上で、市民の皆さまのご意見などを直接伺わなければならないこと、あるいは、市の財政運営やその他重要な事項について市民の皆さまにその情報を開示するとともに、併せて市民の皆さまからのフィードバックで色々なご意見を伺っていかなければならない時が必ずあるかと思う。そうした時に、行政が自ら行うのではなくて、市民の皆さまから直接のご意見などをお聞きしていこうという主旨である。

もうひとつは、マニフェストの中で、常設の市民フォーラムという名称の会議の設置を提案している。この主旨は、これまで行政では、外部の意見が必要となる都度、委員会などを設置したり、廃止したりしてきたが、常設型にすることで、行政から市民の皆さんに聞きたい時に、その都度、お集まりいただけるようなしくみがあれば、行政側も便利であり、また、皆さまの側から見ても自分達が常に目を光らせているということ意識していただくことによって、いわば直接民主主義の補完のようなことになるのではないかと考えている。

このようなことから、委員の皆さまには、市民会議設置の意義をご理解いただくとともに、行政からの様々な諮問やそれに対する答申について、積極的なご提言をいただきますよう心からお願いしたい。

3 委嘱状交付

4 自己紹介

5 議事

1) 役員選出・・・資料1

会 長 三橋 伸夫氏、副会長 関谷 啓三氏、本郷 文枝氏の両名を選出

※役員を選出については、委員の互選となっているため委員に諮ったところ、会長については、委員からの推薦があり了承され、副会長については、特に意見がでなかったため事務局案が了承された。

続いて、会長、副会長から就任のご挨拶をいただいた。

会 長：市民会議は、大きな意味での地方自治だと思う。地方自治は、ひとつは、団体自治、ひとつは住民自治であり、市長の話にもあったとおり、このふたつを

うまく橋渡しをして、市民の意見がスムーズに行政に届くように、それから行政の考えがスムーズに市民に浸透するように、重要な橋渡しをする場が市民会議と認識している。

そのような意味で、扱う事項は、ひとつは、市の総合計画、それに関連した行革大綱、財政自立計画を含めて市の基本施策に対して、その進捗を見守る。

もうひとつの柱が、自治基本条例である。自治基本条例は、自治体の憲法と言われている。この条例の中身について、必要なところは改善も提案する、非常に重要な役割を与えられている。この取組みは、市としての地方自治の実験だと思う。この実験がうまく成功するように、改めて委員の皆さまのお力をいただいて、委員の皆さまとこの会議を運営して参りたいと思うのでどうぞよろしくお願ひしたい。

副会長：日頃お考えの事がらなど、お集まりの方のご意見を汲み入れられるような会議の運営をと考えている。会長を補佐しながら皆さんの期待が実現できるよう努力するのでよろしくお願ひしたい。

副会長：大変な重責を担うことになったが、会長をはじめ皆さんとより良い会議を立ち上げられればと思うので、皆さんのご協力をよろしくお願ひしたい。

2) 平成25年度事業計画について・・・資料2-1から2-4

資料に基づき事務局説明

事務局：○資料2-1（市民会議の概要）

説明に入る前に次の2点についてまずご了解賜りたい。

本資料については、かなり前から委員の皆様にお渡ししていたものであるが、内容については、皆様と一緒に決めていきたいと考えているため、未定稿であることをご了承願ひたい。

この市民会議のメインテーマは、市民会議条例にも記載のあるとおり、“自治基本条例”と“総合計画等”の進行管理である。委員の皆様によるこれらへの共通認識は非常に重要であり、本来、本日の会議でご説明をさせていただきたいものであるが、時間の関係で、後日、第2回目の会議にて事務局から説明をさせていただく予定であるので予めご了承願ひたい。

資料P1「1 市民会議の概要」について、ご覧のとおり市民会議の目的等が記載されているが、ここで共通認識としてお持ちいただきたいのは、この市民会議は、例規（条例、規則）上、まさに「自治基本条例第44条」に基づき設置されている。そのため、本来その所掌事務としては、自治基本条例の進行管理のみがメインテーマとなるところであるが、先ほどの市長のあいさつの中にもあったように、市長のマニフェストにある「まちづくりに市民の意見を反映するため、常設の重要な課題を議論する場としての“市民フォーラム”の機能も併せ持たせたものとなっている。

そのため、本市民会議は、そのメインテーマとして、“自治基本条例”の進行管理のみならず、“総合計画等”の進行管理について担うとともに、その他重要な案件についてご意見をいただく会議として位置づけられていることを共通認識としてご了解願いたい。

資料 P2「2 市民会議の組織について」であるが、先ほどご覧いただいた名簿のとおり、今回、おかげさまをもって、委員 54 名で歩みだすことができた。感謝申し上げますとともに、ここで、ご了解賜りたいのは、ご存じのとおり、来年 4 月 5 日に岩舟町との合併を控えている。岩舟町との合併後、早い段階で、岩舟地域に係る公募委員、団体推薦委員約 5 名が加わる予定であるので、ご承知おき願いたい。

P2 をご覧いただくと、部会についての記載となっている。部会は、例規上「必要な調査及び検討を行うため」設置されるものであり、部会員は会長が指名する委員をもって構成するとともに、部会長は、「部会員の互選により定める」こととなっている。

部会の設置や開催については、今後、委員の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えているが、事務局としては、会議開催数が増えて委員の負担が大きくならないよう、できるだけ全体会議で完結できるようにし、部会開催は極力少なくするよう配慮して参りたいと考えている。

部会のあり方は、今後説明しながら設置していきたいので、P 3 は削除（修正）願いたい。

資料 2-1 の P 5「4 市民会議運用のルール」については、皆さんと一緒に徐々に決めて参りたいと考えている。また、具体的な話し合いは次の議題で協議をお願いしたいと考えている。

○資料 2-2（平成 25 年度予定表（案））

資料記載のとおり、第 2 回目の会議については、12 月に予定し、事務局から自治基本条例、総合計画等の説明をさせていただきたいと考えている。

また、今年度の会議は、12 月、2 月の会議を予定している。

なお、資料の記載について、「自治」と「総合」の欄に記載してあり、あたかも両部会の合同開催のような記載になっているが、部会の設置については、先ほど説明申し上げたとおり、今後、皆様の共通認識が深まった後にご相談しながら進めて参りたいと考えているので、それぞれの記載を左側の「全体会」に移動（修正）くださるようお願いする。

○資料 2-3（総合計画等の説明）

栃木市では本年度を計画開始年とする栃木市総合計画を策定し、効率的で計画的な市政運営を進めている。10 年後の本市の将来都市像を実現するためには、各施策が着実に実行されることが必要であり、進捗状況を管理し改善を検討実行していくことが必要である。

そのチェック機能として、現在行政評価システムの構築を進めているが、この中では各施策への職員の内部評価に加え、市民の皆様による外部評価の導入を予定しており、市民会議にはその外部評価の一端を担っていただきたい。

総合計画は、上から基本方針、基本施策、単位施策、事務事業からなるピラミッド構造になっている。(資料2-3 P1参照) このうちの基本施策、単位施策について、部会等の中で皆様に外部評価を実施していただくことを考えている。

資料スケジュールにもあるが、7月下旬から8月にかけて内部評価が完了したものについて、その資料を皆様に見ていただき、評価(コメント)をいただく予定である。

皆様の評価を得た後、市の会議に諮り、次年度の予算・実施計画の策定にいただいた改善提案や評価等を反映させていく。

栃木市の行政評価制度については、コンサルタント等に委託するのではなく、市民の皆様と一体となって、制度を改善しながら完成を目指したいと考えており、よりよい制度構築に向けてご意見をいただけるようお願いする。

○資料2-4 (自治基本条例の説明)

本市民会議において、自治基本条例に関して担う事項は、まさに条例に明記されているとおり、「栃木市自治基本条例の施行状況等及び同条例の改善に関する事項」である。本資料では、これを2つに分けて「1. 自治基本条例の施行状況等に関する検証」と「2. 自治基本条例の見直し(改善)」とした。

まず「1. 自治基本条例の施行状況等に関する検証」についてであるが、資料の下の方に参考に記載したが、条文によっては、条例の制定や、次のページになってしまうが、計画、指針等の策定を義務づけた条文がある。基本的にすべての条文に係る施行状況がどうなっているのかを委員の皆様にお示しし、ご意見を伺うことを想定している。なお、基本的なスケジュールとしては、資料1ページ上段に記載させていただいたが、前の年度の施行状況を出納整理等に配慮し、5月から6月にかけて取りまとめ、委員の皆様にお示ししご意見をいただきたいと考えている。

次に「2. 自治基本条例の見直し(改善)」についてであるが、条文の改正については、事務局としては、条文をころころ変えることは想定していない。

委員の任期も配慮しまして、平成28年度に改めて市民会議に諮りたいと考えている。

質疑応答

委員：市民会議と市長のマニフェストの関係を説明していただきたい。

事務局：市民会議が自治基本条例のみに基づくならば、自治基本条例の進行管理のみで済むが、市長がマニフェストに掲げる市民フォーラムの機能を付与すること

で、自治基本条例の検証のみでなく、総合計画などの検証や市の重要な事項について議論していただく場としている。

委員：総合計画の策定段階で懇談会が設けられているが、市ホームページに議事録や策定についてのあらましが公開されていない。自治基本条例も総合計画も過程を皆さんに分かるように示すことにより、従来どのような考えで進められたか、今後の本会議での議論や検証過程でも判断や議論の材料となると思う。

条例等で決められていないのであれば、公募の委員は、熱意を持って応募してきたので、その意を汲んで公募委員の在り方をもう少し現実に即して考えていただきたい。

総合計画時の名簿と自治基本条例の名簿の序列が異なっているため、客観性を持って直していただきたい。

事務局：総合計画策定の経過については、策定期間中は、会議等の開催後は、ホームページに議事録等の公表をしていた。総合計画が策定後は、ホームページの内容を修正し計画書をダウンロードできるようにした。現在は、策定経緯は公開されていない。今後、進行管理を行っていくうえで、詳細をご説明する際にご説明をさせていただき、部会の作業等に入っていただきたい。ご意見については、次の説明の際に十分反映して参りたい。

事務局：市民会議の名簿の順番は、学識、関係団体、公募、順番であり、配慮が足らなかったもので、今後は、公募、関係、学識、市職員として記載して参りたい。

委員：議事録の形で公開されていれば、いつでも見直しができ、不明な点を確認できるので、発言させていただいた。

委員の序列の問題は、自治基本条例の時は、委員長、公募委員、各団体であった。総合計画では、団体、公募委員の順番だった。

会長：今の主旨の補足ですが、名簿の掲載順は、資料によって異ならないようにとのことでしょうか。

委員：総合計画策定の際には、設置要綱で、順番になっていたのが名簿もそのようになっているが、今回の市民会議の条例では、公募、団体、学識になっているのでその順番にきちんとするべきではないかとのことであると思われる。

委員：序列は、統一性があれば良いと思う。統一性がなければ前委員のおっしゃるとおりである。

委員：次回以降もこの会議は夜になるのか。

事務局：開催の日時については、平日の午後7時からと考えていた。

委員：昼間はできないか？

事務局：土日の昼間もできるが、委員との相談になる。

委員：この時間帯に出るのは、道路事情が悪く不便である。できるならば、明るい時間に開催し、2時間程度で会議が終る運営方法をとっていただきたい。

事務局：募集要項の中で、平日なら夜間または土日となっており、各団体についてもそのようにご推薦をお願いさせていただいた。
次の議題で、会議の開催要件については、お諮りしたいと考えていた。

委員：抽選で公募委員となった。抽選実施の通知がきたが、応募した公募委員が何名で、誰が抽選をしたかなどのことを開示いただけないのか。あるいは非公開なのか。

事務局：公開抽選で行ったので、秘密ではない。何名の応募があつて、何名の方が委員となったかは、改めてお知らせする。

会長：総合計画、自治基本条例についての委員の役割についてご了承いただけたということでよろしいか。(拍手を持って了承)
事務局案のとおり次回進めていくこととする。

3) 全体会及び部会の運営について・・・資料3

資料に基づき事務局説明

事務局：議題は「全体会及び部会」としたが、部会については先ほど説明したとおり今後検討・相談していくこととなったので、ここでは、今後の会議開催についてお話をさせていただく。

「資料3 運営についての協議事項」についてであるが、特に右側に記載のある「運営に関して協議を要する事項」をご覧ください。「会議資料の送付」などの項目があるが、今後そのあり方を相談しながら決めていきたいと考えている項目である。

続いて、次のページをご覧ください。「意向調査の結果について」ということで、過日委員の皆様にご協力いただいたアンケートの結果である。まず、「1部会意向調査の結果について」であるが、先ほどらいご説明申し上げているとおり部会については、今後、委員の皆様と相談しながら設置してまいりたいと考えているところであり、今回、自治基本条例などの検討内容を十分ご説明申し上げ

ていない段階で、回答をお願いしたことをお詫び申し上げたい。一応とりまとめの結果を（本資料のとおり）お示ししたが、単なる参考としてお含み願いたい。

「2 運営の意見について」にある項目は、先ほどの「運営に関して協議を要する事項」と併せて、今後取り決めていく必要のある項目と考えている。

事務局としては、時間の関係もあるし、先ほど話題になったことも踏まえて、本日は、まず、事務局が想定している次のことに対しご意見をいただきたいと考えている。

- ・開催日及び開始時刻については平日の午後7時から
- ・開催時間については、2時間
- ・開催場所については、移動距離等を踏まえて、市中心部
- ・委員と事務局とのデータのやり取りについて、希望に応じメール等を活用していくこと
- ・議事録については、事務局で取りまとめたものを委員にお示しし、ご意見いただきながら確定していくこと。

質疑応答

会 長：時間帯・場所ですが、全員に都合の良い条件は考えにくい。来年度以降も委員定数が増える中では、場所も限られると思われる。

委 員：午後7時の設定根拠は。遠方の方は、時間がかかるため、始まりの時間も大変だが、終わってから大変であるので、きちんと議論が必要と思う。場所は、今後の会議の中で、部会に分かれるが、それも考慮して旧市内とのことか。

事務局：午後7時は、市で行われている他の会議やお勤めの方のことを配慮して、午後7時としてはどうかと考えた。会場や時間も委員の皆さまと相談しながら決めていきたい。部会に分かれる際にも部会員の皆さまのご意見を考慮していきたい。

委 員：日中も考慮に入れていただき土日の9時頃からはいかがか。
平日の夜間か土日の昼間が良いか挙手してみてもいかがか。

会 長：平日の夜間か土日の昼間かこの場で挙手をお願いする。

挙手により、平日の夜間が多数

挙手の結果により、次回以降の会議は基本的には平日の夜7時とします。部会については、別に図ることとする。

委 員：次回の会議開催日がいつ決まるのかを教えてください。また、会議の回数が多くなければ予め開催日を決めてみてはいかがか。

会 長：およそ2ヶ月に1度の会議である。会議の開催ご案内はひと月前に出せると
思う。

委 員：会場の問題だが、各地域持ち回りだと、土地勘がないところは行くのが大変
である。時間の負担の平均化も考えると中心街で開催していただきたいと思う。
中心でも、北、南に偏ると時間の負担が増すので考慮して欲しい。

会 長：本日のことを含めて、運営の仕方は、これから作っていくこととする。

6 その他

事務局：次回の開催は、12月中に開催をしたいと考えています。おそくともひと月
前にはご案内を差し上げるよう努める。

委 員：次回会議の議題を明確にしてもらえれば、委員の検討時間が持てます。検討
時間が持てれば効果的な会議運用ができる。

事務局：資料の送付は、ひと月前には難しいと思われるが、事前に資料は配布してい
くことを考えている。

7 閉会